

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則をここに公布する  
平成23年12月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第73号

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則  
香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）第7条の規定に基づき、香川県立保健医療大学（以下「大学」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学生定員等) 第8条 略 2 助産学専攻科の学生定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="181 762 1066 842"><thead><tr><th>専攻科</th><th>入学定員</th><th>総定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>助産学専攻科</td><td>10人</td><td>10人</td></tr></tbody></table> <p>3・4 略</p>	専攻科	入学定員	総定員	助産学専攻科	10人	10人	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）第6条の規定に基づき、香川県立保健医療大学（以下「大学」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学生定員等) 第8条 略 <u>2・3</u> 略</p>
専攻科	入学定員	総定員					
助産学専攻科	10人	10人					

附 則  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。